

# ◎ 施設使用料 ◎

(平成26年4月1日現在)

使用区分		桟橋・浮桟橋・物揚場	船舶保管施設		使用区分	使用料		
ヨット	1. ディンギー型ヨット	6時間までごとに 310円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 1,280円	ウインチ	長さ5m未満のもの	1回につき 600円	
			〃 1月以上 〃	1月につき 6,480円		長さ5m以上のもの	1回につき 910円	
	2・1以外のヨット	長さ5m未満のもの	6時間までごとに 640円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 2,420円	上下架 クレーン	長さ6m未満のもの	1回につき1,090円
				〃 1月以上 〃	1月につき 12,210円		長さ6m以上のもの	1回につき1,310円
		長さ5m以上 6m未満のもの	6時間までごとに 800円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 2,920円	駐車場	原動機付自転車 及び自動二輪車	1日につき 170円
				〃 1月以上 〃	1月につき 14,640円		普通自動車及び 小型特殊自動車	1日につき 340円
		長さ6m以上 7m未満のもの	6時間までごとに 910円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 3,410円		大型自動車及び 大型特殊自動車	1日につき1,210円
				〃 1月以上 〃	1月につき 17,090円			
	長さ7m以上 8m未満のもの	6時間までごとに 1,040円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 3,890円	給水施設		1基30分までごとに	220円
			〃 1月以上 〃	1月につき 19,530円	給電施設		1基30分までごとに	330円
	長さ8m以上のもの	6時間までごとに1,040円に長さが7mを超える1mごとに310円を加えた額	使用期間が1月未満の場合	1日につき、890円に長さが7mを超える1mごとに1,210円を加えた額	けん引運搬車	1回につき	120円	
			〃 1月以上 〃	1月につき19,530円に長さが7mを超える1mごとに6,090円を加えた額	シャワー	1回につき	220円	
モーターボート	1・和船型モーターボート	長さ5m未満のもの	6時間までごとに 690円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 2,420円	会議室	1時間までごとに	360円
				〃 1月以上 〃	1月につき 12,700円			
		長さ5m以上 6m未満のもの	6時間までごとに 850円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 3,160円			
				〃 1月以上 〃	1月につき 15,260円			
		長さ6m以上 7m未満のもの	6時間までごとに 960円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 3,650円			
				〃 1月以上 〃	1月につき 17,830円			
	長さ7m以上 8m未満のもの	6時間までごとに 1,120円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 4,140円				
			〃 1月以上 〃	1月につき 20,390円				
	長さ8m以上のもの	6時間までごとに1,120円に長さが7mを超える1mごとに380円を加えた額	使用期間が1月未満の場合	1日につき4,140円に長さが7mを超える1mごとに1,330円を加えた額	研修 ホール	1時間までごとに	1,130円	
			〃 1月以上 〃	1月につき19,530円に長さが7mを超える1mごとに6,340円を加えた額				
	長さ5m未満のもの	6時間までごとに 850円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 3,070円				
			〃 1月以上 〃	1月につき 15,420円				
	長さ5m以上 6m未満のもの	6時間までごとに 1,020円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 3,790円				
			〃 1月以上 〃	1月につき 18,520円				
	長さ6m以上 7m未満のもの	6時間までごとに 1,210円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 4,390円				
			〃 1月以上 〃	1月につき 21,620円				
	長さ7m以上 8m未満のもの	6時間までごとに 1,380円	使用期間が1月未満の場合	1日につき 4,970円				
			〃 1月以上 〃	1月につき 24,690円				
長さ8m以上のもの	6時間までごとに1,380円に長さが7mを超える1mごとに440円を加えた額	使用期間が1月未満の場合	1日につき4,970円に長さが7mを超える1mごとに1,530円を加えた額	照明設備を使用する場合の加算額	1時間までごとに	1,200円		
		〃 1月以上 〃	1月につき24,690円に長さが7mを超える1mごとに7,110円を加えた額					

- (1) 桟橋・浮桟橋・物揚場・船舶保管施設について、**県内に住所を有する者**が使用する場合における使用料の額は、所定の使用料の3分の2に相当する額とする。
- (2) 使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
- (3) この表において、「ディンギー型ヨット」とはセンターボードの上げ下ろしが手動でできる長さ6m以下のものをいい、「和船型ボート」とは形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

毎週火曜日は休港日です。 (火曜日が祝日の場合その翌日。4月29日～5月7日、7月20日～8月20日は休まず営業します。)

## ◎お問い合わせ◎

〒999-7126 山形県鶴岡市鼠ヶ関字原海150  
 鼠ヶ関マリーナ管理事務所  
 TEL/FAX 0235-44-3199

